

平成29年度 第1回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 平成29年5月26日（金） 午後3時から

会場 熊本市役所別館自転車駐車場8階会議室

出席者 日隈委員、秋成委員、大島委員、谷口委員、篠原麻美委員、園田委員、平田委員、中島委員、大山委員、田尻委員、山田浩三委員、平川委員、江島委員、堀内委員、福島委員、原田委員、近藤委員、勝本委員、多門委員、西委員、宮田委員、松村委員、本田委員、干川委員、山田勝久委員

欠席者 永井委員、篠原憲一委員

配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・委嘱状
- ・平成29年度熊本市障がい者支援協議会日程
- ・熊本市障がい者自立支援協議会設置要綱
- ・資料1 熊本市障がい者自立支援協議会
- ・資料2 新たな取り組み等の概要紹介
- ・資料3 各部会報告資料
- ・資料4 基幹相談支援センターの設置について（案）
- ・資料5 障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて
- ・資料6 熊本市おでかけICカード移行後の利用者影響調査報告
- ・資料6（追加）熊本市おでかけICカード移行後の利用者影響調査基礎データ
- ・資料7 委託相談支援事業に係るモニタリング結果について
- ・参考資料 熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧（平成28年度）
- ・「平成27年度長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査」報告（概要）
- ・「平成27年度長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査」報告書
- ・平成29年第1回度熊本市障がい者支援協議会 事前意見・質問一覧

議事

進行	1 開会 ただ今より、平成29年度第1回熊本市障がい者自立支援協議会を開会いたします。
----	---

	<p>2 事務局挨拶</p> <p>事務局挨拶といたしまして、障がい者支援部長の田中陽礼よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局	<p>この度は、委員の皆様方におかれましてはご多忙のなか、熊本市障がい者自立支援協議会委員の就任をご承諾いただき、心からお礼申し上げます。また、日頃から、本市の障がい福祉施策にご理解・ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>本協議会は平成19年の発足以来、相談支援事業の実施や関係機関の連携強化、社会資源の開発、改善等を推進するため、様々な観点からご議論をいただきてまいりました。これまでの委員の皆様のご熱意と貢献に対して感謝申し上げますとともに、今年度新たに委員としてご参加いただく皆様には、新たなご視点をもって忌憚のないご意見をいただくことにより、本市の障がい福祉に関する議論がさらに深まっていくことを期待申し上げます。</p> <p>さて、本市に甚大な被害をもたらした熊本地震の発生から一年が経過いたしました。改めまして、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。こちらの協議会にご参加いただいている皆様には、それぞれのお立場で被災された方へのご支援をいただき、また、この協議会の場においても、一般の避難所または福祉避難所のあり方等、行政へのお叱りを含め様々なご意見をいただきました。改めて厚くお礼申し上げます。</p> <p>本市におきましては、平成29年は、熊本地震からの復旧・復興を加速させる「復興元年」と位置づけており、今なお不自由な生活を余儀なくされている方々の生活再建を最優先に取り組みを進めてまいります。この震災の教訓として、地域全体で互いに支え合う「地域の絆」の大切さと、「地域力」の重要性を実感したところであり、今年度から、各区役所に「まちづくりセンター」の設置とともに「地域担当職員」を配置し、地域の様々な課題解決に向けた活動を支援するなどに取り組むこととしております。</p> <p>今後とも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただくために、お互いの人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方には、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>最後になりますが、委員の皆様には、本日も活発な議論をお願いして、私からのご挨拶といたします。</p>
進行	<p>3 委嘱状交付・委員紹介</p> <p>はじめに、熊本市障がい者自立支援協議会委員への委嘱についてです。市長から委嘱状を直接交付すべきところではありますが、机上配布とさせていただきます。</p>

	<p>続きまして、本協議会の委員の皆様のご紹介を致します。熊本市障がい者支援協議会委員名簿をご覧ください。本来ならば、ご出席いただいております皆様お一人お一人にご挨拶をいただくべきところではございますが、議事の都合により、本日は委員名簿を以って代えさせていただきます。</p> <p>4 事務局紹介</p> <p>事務局紹介につきましても、議事の都合により、熊本市障がい者自立支援協議会委員名簿の下部に記載しておりますので、こちらを以って紹介に代えさせていただきます。</p> <p>5 事務局説明</p> <p>事務局より、熊本市障がい者自立支援協議会についてご説明致します。</p>
事務局	<p>熊本市が設置する障がい者自立支援協議会の概要を説明します。</p> <p>資料1（2ページ）平成18年に施行された障害者自立支援法に基づいて、平成19年3月に熊本市障がい者自立支援協議会は設置されました。熊本市では設置要綱を定めており、設置の目的を、障がい者及び障がい児が、能力及び適性に応じ、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、適正な相談支援事業の実施、地域の関係機関によるネットワークの強化及び社会資源の開発、改善等を推進することとしています。委員は現在27名で任期は2年となっております。委員構成は記載のとおりです。詳細は委員名簿でご確認ください。</p> <p>（3ページ）会議の構成は大きく3段階で、本会議と運営会議と専門部会と分かれています。まず、本会議については、この協議会のメインの会議となります。構成は、先ほど挙げた27名の委員全員です。開催は年4回、3ヶ月に1回開催します。会議の次第を決める上で、議事の基本的構成というものを設けており、概ねこれに沿って議事を進めています。構成内容は、法制度改正や、市の施策の進捗等の新たな取り組み等の概要紹介、各部会からの報告、テーマについての協議となっております。ミニ研修は、本会議では時間の確保が難しいため、近年は部会での実施にお任せしています。</p> <p>本会議で取り扱う議事を何にするかについては、本会議の1ヶ月程前に運営会議を開催して、決定しています。運営会議の構成メンバーは、会長、副会長、各部会長、事務局である市の障がい保健福祉課です。議事はその時々状況に合わせて、事務局からの提案や、部会からの提案、委員からのご意見等を総合して決めています。</p> <p>（4ページ）専門部会については、現在、子ども部会、就労部会、相談支援部会、精神障がい者地域移行支援部会の4つの部会に分けて活動をしていただいています。構成員は先ほどの本会議委員に限らず、協議内容、または参加したいと</p>

	<p>の声に応じてメンバーを決めています。現在、どの部会も月1回開催されています。年度毎に計画を立て、グループワーク等を取り入れながら活動しています。部会が設置されたのは平成20年度からで、もともとは「くらし部会」、「子ども部会」、「就労部会」の3つからスタートしています。その後、計画相談支援の開始等、制度的な変化等も影響して追加や統合が行われ、平成27年度から現在の体制に落ち着いています。</p> <p>(5ページ) 熊本市障がい者自立支援協議会のイメージをご覧いただくと、本会議の機能やそれぞれの会議の関係性をご理解いただけるとと思います。本会議の機能としては、委託相談支援事業者の中立性・公平性の確保のための処遇方策のあり方の協議、地域の関係機関によるネットワーク構築、障害福祉計画策定時の意見聴取等、様々なものがあります。専門部会では、それぞれのテーマについての協議や検討を進めており、本会議へ進捗状況の報告や、抽出された課題の報告等を行っています。一方で、本会議では部会の進捗状況の管理や評価を行っています。例えば、本会議で挙げた課題について、年4回の会議だけでは検討することが困難な場合や専門性が必要な場合などは、専門チーム的に関係者が集まっている専門部会に調査検討を依頼する場合があります。そのような場合は、それを専門部会で検討をして、本会議に返すという流れとなっています。</p> <p>(7ページ) 参考までに、これまで本会議で取り扱ってきた議事をご紹介します。平成25年度から28年度まで載せていますが、主なテーマとしては、26年度には、障がい者に対する相談支援体制強化に向けた再編、障がい者プランの見直し及び福祉計画(第4期)の策定についての意見聴取を行いました。また、28年度には、地域生活支援拠点等の整備について、委員の皆さんからのご意見をいただきました。一方で、各部会からの提案もあっています。例えば、26年度には、子ども部会から障がい児保育に関する提案、精神障がい者地域移行支援部会から高齢入院患者地域支援事業の効果検証報告がありました。また、27年度には、子ども部会から放課後等デイサービスに関するアンケート調査結果を踏まえた提案がありました。提案等は、部会から本会議へ諮り、そこで承認を得た上で、この協議会の会長名で市へ提出するというケースもあります。</p> <p>9ページ以降は、各部会の28年度の活動状況一覧や部会の詳細等が記載してありますが、事前に資料をお配りしていますので説明は省略します。</p>
進行	<p>6 会長選出・副会長指名・各部会長選出</p> <p>熊本市障がい者自立支援協議会設置要綱第4条第1項の規定により、当協議会の会長を選出致します。なお、会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、どなたかご推薦はございませんでしょうか。</p>
山田委員	<p>会長には是非、千川先生にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p>
全員	<p>(承認の拍手)</p>

進行	会長は干川委員にというご意見でしたが、お引き受けいただけますでしょうか。
干川委員	(了承)
進行	ありがとうございます。それでは、会長は干川委員に決定いたしました。干川会長より一言お願い致します。
干川会長	<p>皆さんこんにちは。本協議会は各部会の活発な活動を基盤にして、各分野や団体を代表される方が一堂に会して協議をすることで、顔の見える連携協力体制を築き、地域の課題を共有し、市域の実情に応じた体制の整備について協議を行うこととなっています。</p> <p>私は特別支援教育が専門です。私の関わってきた子どもたちも、今成人として市内で働いていたり、暮らしていたりします。このような障がいのある人達が熊本市に住んでよかった、あるいは、これからも住み続けたいと思えるように、本協議会が生活の様々な問題について解決するための具体的な場となり、結果として、本協議会が熊本市の障がい者福祉の発展に寄与できたらと思っています。協議会の時間は限られておりますが、皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、協議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い致します。</p>
進行	続きまして、当要綱第4条第3項の規定により、副会長の役割を担っていただきます、予め会長の指名する委員の指名を干川会長にお願い致します。
干川会長	学識経験者として、山田勝久委員を指名したいと思います。
進行	干川会長より、山田勝久委員の指名がございましたが、お引き受けいただけますでしょうか。
山田勝久委員	(了承)
進行	ありがとうございます。それでは、会長の指名する委員は、山田勝久委員とすることとなりました。山田副会長より一言お願い致します。
山田勝久委員	<p>皆さんこんにちは。ご紹介いただきました熊本駅前看護リハビリテーション学院の山田と申します。今回、初めて委員を務めさせていただきましたこと、大変身の引き締まる思いでございます。私のような者に務まるか非常に心もとない気分ではありますが、精一杯務めて参りたいと思っております。今、私自身は、作業療法士の養成校に勤務しております。作業療法士の卒前教育に携わっておりますが、どうしてもまだ、作業療法士の活躍の場は医療が中心なものですから、いわゆる障がい者福祉の分野については、私自身、大変不勉強な部分がございますので、是非皆様方にご指導いただきながら、少しでも力になれるように努めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
進行	最後に、各部会長の選出に入ります。既に行われた部会において、各部会の部

	<p>会長を選出いただいておりますのでご紹介いたします。名前を呼ばれた方は、その場で一言いただければと思います。</p> <p>それではまず、子ども部会長の勝本映美様です。</p>
勝本委員	<p>皆様こんにちは。前任のひばり園の丸内委員の退任に伴いまして、私勝本が部会長ということで、推薦されました。私も昨年の4月から障がい児の方の職場におります。私自身は社会福祉施設連合会から推薦を受けまして、こちらの協議会に参加しておりますが、所属は児童発達支援センター済生会なでしこ園の園長をしております。先ほど申しましたように、子ども分野につきましては、昨年の4月からということで、大変分らないことばかりで、他に適任の方が大勢いらっしゃるのと思いましたが、2年間という任期の間は、微力ながら一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
進行	<p>就労部会長の山田浩三様です。</p>
山田浩三委員	<p>皆さんこんにちは。就労支援事業所アス・トライの山田でございます。</p> <p>本日は欠席されております、中小企業家同友会の篠原委員の後を継ぎまして、今年度から就労部会の部会長を務めさせていただくこととなりました。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>障がい者の方の就労というのはまだまだ厳しい現状がございます。そういったものを地域の色々な機関、支援者の方々と一緒に手を携えて、より良い熊本を作っていきたいという気持ちでいっぱいです。是非良い部会を作りたいと思っております。よろしくお願い致します。</p>
進行	<p>相談支援部会長の平田晴彦様です。</p>
平田委員	<p>皆様お疲れ様です。ご紹介いただきました熊本市障がい者相談支援センター絆の平田と申します。昨年まで熊本市障がい者相談支援センターウィズの秋成委員が部会長を務めておられましたが、今年度より私が部会長を務めさせていただくこととなりました。何分、力不足なところもあると思いますが、相談支援部会は、熊本市の相談支援事業所が中心となって編成されている部会ですので、皆さんのお力を借りながら、少しでも障がいを持った方が生活しやすいような熊本市づくりが出来るように頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
進行	<p>精神障がい者地域移行支援部会長の大山満子様です。</p>
大山委員	<p>皆さんこんにちは。ご紹介いただきました熊本市障がい者相談支援センターなでしこの大山と申します。精神障がい者地域移行支援部会の会長を務めさせていただくこととなりました。私は2期目となりますが、まだまだ力不足なところがありまして、皆様のお力をいただきながら精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
進行	<p>7 議 事</p>

	<p>それでは、協議会の議事に移らせていただきます。これからの進行は干川会長にお願い致します。</p>
干川会長	<p>それでは本日の議事に入ります。</p> <p>(1) 新たな取組み等の概要紹介</p> <p>議事(1) 新たな取組み等の概要紹介について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料2 新たな取組み等の概要紹介ということで、熊本市障害福祉計画(第5期計画)の策定に関する資料に沿ってご説明します。</p> <p>障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、国が定める「基本方針」に基づき「障害福祉計画」を策定することされています。また、今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、国が定める「基本方針」に基づいて「障害児福祉計画」を策定することとされています。基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を3年としており、これに基づいて、都道府県・市町村は3年ごとに計画を作成することとなっています。</p> <p>熊本市では、「熊本市障がい福祉計画(第4期)」の計画期間が平成27年度から29年度までの3年間となっていることから、29年度中に第5期の障がい福祉計画の策定作業を行うこととしています。また、国の基本方針の中で障害児福祉計画は障害者福祉計画と一体的に策定できるとされていることから、一体的に策定作業を進めていく予定です。</p> <p>主な内容としては、本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえるためにアンケート等の基礎調査を行ったうえで、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の数値目標の設定やサービスの需要の見込み量の算出を行い、その円滑な提供及び必要な見込み量の確保のための方策について定めるもの。策定体制としては、学識者、関係団体、障がい当事者、市民公募委員等による「熊本市障害者施策推進協議会」で計画案を審議することにしています。また、「障がい者自立支援協議会」や障がい者団体からの意見聴取、パブリックコメントの実施などを予定しています。</p> <p>スケジュールは、6月からアンケート等の基礎調査を実施し、11月に計画素案を策定し、この会議の中でも意見聴取をしたいと考えています。その後、パブリックコメントを実施して、3月に計画の決定・公表を行う予定としています。</p>
干川会長	<p>ただ今の説明に関して、ご意見等ありましたらお願いします。</p>
宮田委員	<p>熊本市心の障害者家族会の宮田です。2年ぶりに委員となりました。どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>現在、国会で介護保険法の改正等が進み、新しい流れとして「共生」をテーマに障がい者の事業所が介護保険のサービスを行うことができるという共生型、地</p>

	<p>域密着型のサービスを検討中でありまして、法律がまだできていない以上、動けないかと思いますが、そういったことについて、厚生労働省等からある程度のものがもし降りてきていてイメージ等があれば、今年度の計画の中で睨まなければならないと思いますので、その点についてもし分かっていることがあれば、ご紹介いただければと思います。</p>
事務局	<p>今のお話については、現時点では情報を持っておりませんので、情報がまた出た場合は、ご紹介させていただきます。</p>
干川会長	<p>11月のこの協議会でも意見を聴取するという事です。 他にご意見がなければ、次の議事に移らせていただきます。</p> <p>(2) 各部会報告</p> <p>それぞれの部会報告を、子ども部会、就労部会、相談支援部会、精神障がい者地域移行支援部会の順にお願いします。</p>
勝本委員	<p>【子ども部会】</p> <p>まず、平成28年度の部会の活動の報告についてご説明致します。前年度はミニ研修にて、子ども発達支援センター、総合支援法改正、地域発達支援ネットワーク等について研修を行い、情報の共有を行いました。また、放課後等デイサービスに関する要望書に対する回答書の検討や、震災対応及び障害福祉サービスに関する要望についても話し合っております。また、障がい児の余暇支援マップについては、震災の影響もあり早めの更新作業を行ったところです。さらに、事例検討はなかなか出来なかったのですが、年度終盤により事例検討にこぎつけたというような活動内容でした。</p> <p>続きまして、平成29年度の子ども部会の活動計画についてご説明致します。子ども部会は原則としまして、毎月第2水曜日に熊本市庁舎の会議室をお借りして開催しております。今年度は新たに数事業所からの参加希望がありまして、25、6名程度の参加者で開催しております。29年度はミニ研修と事例検討、昨年度作成しました余暇支援マップの更新という3つの大きな柱で進めていく予定です。やはり現場の事例を基に、皆がその課題の共有をしていくことが何よりも子ども部会としての自立支援協議会の中での発言にもつながるのではないかと考えておりますので、その3つを大きな柱として進めていく予定です。事例検討を通しまして、障がい児相談支援、障がい児の支援に係る困難事例ですとか、地域の現状や課題の共有を図るとともに、研修を通して参加者自身の資質の向上に向けて、部会の活用が図られればと考えております。</p> <p>さらに、27年度から28年度にかけて、障がいのある子どもたちの支援に関わる支援者向けの情報誌として作成しました障がい児余暇支援マップ、これは昨年地震の影響もありまして、さらに情報の修正や変更が必要になっているとい</p>

	<p>うことから、今年度も継続して年度初め、年度終わりに更新作業を行う予定です。地震の影響で活動自体ができない、あるいは会場自体が使えない状況になったというようなことも多いですし、また新たに活用できる社会資源も出てきていることから、出来るだけタイムリーに情報を更新して、最新の情報提供が出来たらと思っております。</p> <p>4月の部会では、この自立支援協議会について参加者全員で学ぶ機会を作りました。部会に参加しているメンバー全てがこの自立支援協議会の意義や趣旨について十分理解していないことがありましたので、自立支援協議会について参加者全員で学ぶ機会を持ちました。</p> <p>また、先日5月の部会では、年間の活動内容の検討と計画を行いまして、併せて、先ほど申し上げました余暇支援マップの更新を、文化、スポーツ、親の会のグループに分かれて作業を行っております。新たな冊子につきましては、7月を目処に冊子の完成を予定しております。</p> <p>また、今後の予定としましては、6、8、10、12、2月の偶数月に、各相談支援事業所からも参加いただいておりますので、障がい児に係る色んな課題を含めた事例提供をいただきまして、障がい児相談に係る課題の抽出と、解決に向けた協議を行う予定にしております。</p> <p>7、9、11、1月はミニ研修を予定しておりますが、30年度の法改正に伴いまして、子どもの方では保育所等訪問支援事業というのがありますが、その対象が乳児院、児童養護施設へ拡大されますことから、児童養護施設と乳児院から直接お話を伺って、そちらに入所している子どもたちの現状について、それから保育所等訪問支援事業がどういう風に支援の一つの形として関わっていくのか、ということ部会の中で学びを深めていきたいと思っております。</p> <p>11月には、先ほど説明がありましたように、第5次の障がい福祉計画案について学ぶ予定です。一部改正の中で、障がい児福祉計画策定に絡んだところで、障がい福祉計画案について、部会の中で理解を深めていこうというところです。</p> <p>それから、昨今注目されています、愛着障がいあるいは愛着形成について、是非学びたいという意見がありましたので、これは部会の中に見識の深い部会員がおられますので、その方にお話をいただいて、また、グループワークも取り入れながら愛着障がい、愛着形成について部会一同で学びを深めていけたらと思っております。こういったものを通して、子ども部会に参加している部会員の知識、資質を高めまして、障がいのある子どもたち、あるいは配慮の必要な子ども達に対する支援の方策について理解と学び、資質の向上に向けて活動できたらという風に思っております。</p>
山田委員	<p>【就労部会】</p> <p>就労部会からの報告です。まず昨年度について、就労部会は企業巻き込み班、</p>

福祉・行政班、当事者対話班、広報システム班の4班に分かれてそれぞれの班の活動を行っております。例年のように、「しごといく」の作成であったり、就労部会のホームページを作って更新したり、また、全体の取り組みとして「就労フェア みんなのはたらくカタチ」を開催し、販売会や商談会、また、障がい者雇用を行っている企業のセミナー等を行いました。また、熊本市障がい者サポート企業・団体の認定式も行わせていただいております。

今年度につきましては、目標としまして、就労についての課題意識を共有するための連携といったものを、まずそれぞれの参加者の中でしっかりと築き上げていこうと考えております。また、誰もが参加しやすくなじみやすい就労部会といったところで、私共の部会はある意味誰でも参加できて、誰でも自由に発言できるといった特徴がございますので、そういった文化といったものをますます色濃くしていこうと考えているところです。

部会全体の取り組みとしましては、今年度も就労フェアの開催を12月に予定しております。また、ミニ研修といったものを前年もやっておりましたので、今年も引き続き取り組んでいきたいと思っております。また、今年度からこちらの本会議と部会を上手くリンクさせていきたいと思っております、この本会議の中で課題に上がった就労に関するものについて部会に持ち帰ったところで、各班のリーダーを中心に、何か問題解決、課題解決できることはないだろうかというところをしっかりと話し合っ、何かアクションできればしたいと思っております。また、初めての参加の方も多くいらっしゃいます。そういった方々をご紹介することで、ますます連携の輪を広げていきたいと思っております。

各班の取り組みですけれども、当事者対話班は、昨年度もおでかけふらっとや夕方ふらっとといったものを行いました。部会に参加されている方が残って、当事者対話班の方が毎回講師といいますか、発言スピーカーの方を選任していただきまして、そういった話を当事者の方みんなで何うといった、とてもほのぼのとした会です。また、おでかけふらっとにつきましては、各サービス事業所に当事者対話班の方が訪問して、どういった事業所なのかを一緒に確認しながら、それを報告できるようなものを作っているところです。

企業就労班につきましては、「しごといく」の作成・配布といったところで広報誌づくりに今年も力を入れております。また、就労フェアの開催につきましては、障がい者雇用企業の理解と啓発について、また今年度も真摯に取り組んでいきたいと考えているところです。

福祉就労班につきましては、事業所同士の連携を目指しながら、今年は収益向上に特に力を入れたいと聞いております。また、今年度もは一とアラウンドと連携しながら販売会にも取り組みたいと考えております。

	<p>情報マネジメント班につきましては、障がい者雇用に関する有益な情報の収集と発信といったところですが、こちらについてはまだ班の編成中でございます。場合によっては、事務局のサポートに回っていただくということも検討しているところでございます。</p> <p>今年度は、特に運営委員会をより強固なものにしていきたいと考えております。部会長、副部会長、各班のリーダー、サブリーダー、事務局で構成しておりますが、運営委員会自体を、部会の取り組むべき課題や目指すべき方向性、そういったもののシステムチックな意思決定機関といった形に確立していきたいと考えております。ですので、部会の中で吸い上げた参加者の意見やリーダーの意向といったものを皆で話し合いながら、それを協議、検討、審議、決定していくといった形をとっていきたいと考えているところです。</p> <p>年間スケジュールにつきましては、資料に記載してあるとおりです。12月には就労フェアといった部会全体での大きな取り組みがございますので、それを目指して、しっかり準備をしていきたいと思っております。</p>
平田委員	<p>【相談支援部会】</p> <p>相談支援部会からご報告差し上げたいと思います。相談支援部会では4月に年間計画を作り上げました。今年度はそれに沿って動く予定ですので、計画についてご説明します。全体の目標として、大きく二つ掲げております。相談支援部会で地域の課題の集約や整理を行いながら環境の整備をすることが一つ。また、相談支援専門員の業務が非常に煩雑になっておりますので、それに対するフォローアップとともにスキルアップをどうにか相談支援部会の中で出来ないかというところを全体の目標とさせていただきます。</p> <p>部会の開催については記載のとおりでございますが、原則、毎月第3水曜日の15時半より2時間で行う予定です。色々と検討することが多いため、昨年度もさせていただいていましたが、部会開催前の20分間、運営委員会を開催し、当日の部会の運営をどうするかとか、各班の進捗状況がどのようになっているのか、行き詰っていないか等の確認を運営委員会で行おうと思っております。</p> <p>部会の構成は、資料に記載しているとおりです。相談支援部会の中に5つ班編成をして、基本的には各班作業を中心に部会運営をしていくという形になっております。平成29年度から新たに「新規事業所フォローアップ班」を作りまして、今年度より5班体制で行っていくという形です。</p> <p>各班の詳細については記載のとおりですが、インフォメーションアップデート班は、今まで相談支援部会で色々な成果物を残しております。それに関する情報更新をするというのがインフォメーションアップデート班です。</p> <p>計画見直し班は、相談支援事業所で作成するサービス等利用計画の様式が使いにくく、どうにか簡素化できないかと検討を行い、平成28年度中に書式を若干、</p>

簡素化させていただいております。今年度、この計画見直し班においては、その使用状況、そこから出てくる課題が何かないか等の検証作業を行う予定となっております。

事例検討班も、昨年度から若干趣向を変えまして、昨年度までは個人情報特定されないようにということで、架空の事例を検討していましたが、やはり自立支援協議会の部会で検討を行う以上、実事例を検討し、そこから出てくる課題を本会議で報告、ご相談できるような形で、少しでも地域の課題が解決できるようにということで、今年度は生の事例、当然個人情報等には配慮しますが、生の事例を用いて事例検討していこうと思っております。ですので、出てきた課題等につきましてはまた本会議でご報告する形がとれればと考えております。

ガイドライン班については、私達は「障がい者の障害福祉サービスに係る支給基準を定める要綱」を略してガイドラインと呼んでおりまして、以前からこの要綱が読み解きにくいとの声が相談支援事業所の方から多数寄せられまして、これを読み解けないとなかなかサービスの調整ができないところがありますので、まず読み解くことから始めようと派生してできたのがこのガイドライン班です。ただ、今年度はこの要綱の検討がメインではなく、昨年度からさせていただいておりますが、サービス等利用計画を作成したときのモニタリングについて、対象者の方によっては相談支援専門員の方が毎月モニタリングや訪問をかける件数も多分にありまして、そういった実態を把握して、場合によってはそういった対応を行っているところに対して報酬の付加の検討ができないかというところを、ガイドライン班では年度当初検討していきたいと思っております。年度後半では、先ほど申しあげました要綱について読み解きを進めていければと思っております。

最後に、今年度新たに立ち上げました、新規事業所フォローアップ班です。熊本市でも新たに相談支援事業所が昨年度中にもいくつか立ち上がりました。ただ、一人事業所が多くございまして、その方達が困ったときになかなかフォローアップする体制がないということで、基本的に新規で立ち上げて2年以内の相談支援事業所をこの班に集めまして、相談支援専門員として長年働いている人達をスーパーバイザーとして4、5人置きまして、このグループワークの中で、どういふことに困っているか等を抽出して、スーパーバイザーである相談支援専門員から助言をしていくということをやっていこうということで企画しております。新規で立ち上げた事業所の困り事はおそらく似通ったものがあると思いますので、Q&Aのような形で蓄積しまして、最終的には成果物という形で積み上げていけないかと考えております。

各班の年間計画については記載のとおりです。2時間程度で部会を行っていると思っておりますが、事例検討を7月と12月に予定しています。野中式という

	<p>のはホワイトボードを使って対象者の方の情報をなるべく視覚化し、皆さんで共有しながら事例を検討するという方法です。この7月と12月については、事例検討が概ね1時間半くらいはかかるだろうと考えておりますので、2時間半から3時間の枠で部会を行おうというところで検討しております。</p>
<p>大山委員</p>	<p>【精神障がい者地域移行支援部会】</p> <p>精神障がい者地域移行支援部会の活動報告をさせていただきます。前回2月の自立支援協議会の際に、長期入院精神障がい者の地域移行に向けた意向調査の分析結果の概要をご報告したところですが、ようやく最終的な成果として報告書が出来上がりましたので、本日委員の皆様にはお配りさせていただいております。このうち、提言・要望事項に関しては前回の報告までにまとまっておりませんでしたので、本日はこの部分だけご報告させていただこうと思っております。報告書44ページをご覧ください。委員以外のご出席の皆様には前回同様のA3版の資料をお配りしておりますので、裏面の一番下の欄をご覧ください。この項目をまとめるにあたりまして、部会からは様々な意見が出されましたけれども、基本的には調査結果を踏まえた観点からの意見というところに留意したところです。</p> <p>項目としては3点としました。1点目は、周知・啓発に関する要望です。調査を通じ、退院意欲の喚起には制度の周知や退院後のイメージが必要と考察したところですが、地域移行を推進するための制度が、入院患者の皆様にも病院スタッフの皆様にもあまり知られていない現状を鑑みまして、病院での研修実施やポスター・チラシの製作等、さらなる周知・啓発の推進を精神科病院及び熊本市に対して要望します。</p> <p>2点目は、退院支援制度の有効活用に関する提言・要望です。まず、ピアサポーター制度の活用については、既に市や当部会においても取り組んでおりますが、病院が退院意欲の喚起等にさらに積極的に取り組めるよう、体験談の発表、長期入院者との意見交換の機会及び個別支援等、ピアサポーターが活躍できる環境の整備を求めます。退院支援制度である地域相談支援に関しては、考察を行う過程で、地域移行支援の利用に係る利用期間や更新が限定的であり、対象者の病状や退院意欲によっては支援する期間が十分でないと考えられることや、地域定着支援の利用者が地域移行支援の利用者に限られるという対象者要件など、制度上の課題が指摘されました。このような課題につきましては、柔軟な運用を希望しますとともに、利用の対象者に関しては、適切な運用に改善されることを市に対して強く要望します。</p> <p>3点目は、相談支援事業所の支援体制の充実に関する要望です。地域移行の推進にあたりましては、入院早期からの関わりや、地域支援者と病院の連携が非常に重要であると考えるところですが、退院意欲の喚起など、地域相談支援を申請する以前の準備段階からの相談支援事業所の活動に対する財政支援に加えて、退</p>

	<p>院後サービス等の早期決定等が実現できる相談支援事業所の体制の整備を市に対して要望します。</p> <p>以上がこの調査に基づきまとめた提言・要望事項です。これらの中には、当然部会としても今後取り組まなければならない内容も含まれていると考えております。部会としましては、より積極的に地域移行に取り組む必要性を感じており、今後とも関係機関との連携をさらに深め、地域移行を推進して参ります。</p> <p>次に、精神障がい者地域移行支援部会の昨年度の活動についてご報告します。こちらの部会では、地震後しばらく不定期での開催となりましたが、それも3ヶ月ほどで、8月からは定期開催することが出来ました。例年のことではありますが、参加メンバーの交代等がありましたので、再開当初は意識啓発を兼ねた地域移行の意義や体制作り、また事例を通じた支援のポイント等の研修を行うとともに、医療機関及びピアサポーターからのピアサポート実践報告等も行いました。定例の部会と並行して、27年度10月に実施した長期入院者の地域移行に向けた意向調査の分析作業を行いながら、年度後半はこの分析結果をもとに意見交換を行い、今後取り組まなければならないことや行政等への要望について検討を重ねました。</p> <p>次に、今年度の事業計画につきましては、意向調査の結果を踏まえ、次の通り活動を予定しております。まず、地域相談支援やピアサポートといった退院を支援する制度が入院患者や病院スタッフの皆様十分に周知できていない実態が改めて明らかになったことから、患者に対して啓発を行うためのポスターの作成、並びに病院スタッフの皆様への啓発を行うための研修会を実施することにしていきます。</p> <p>次に、地域移行支援や地域定着支援の個別給付について、制度化以来、利用が低迷している現状を鑑み、また、利用に当たってのマニュアルも必要ではないかという声も聞かれましたことから、まずは各区最低1事例を申請する目標を掲げまして、各区の活動の中で取り組んでいくこととしております。個別給付の利用については、区毎のロードマップの取り組みの中でも、取り組み項目とされているところもありますから、部会と区毎の取り組みをリンクさせていきたいと思っています。</p> <p>それから、部会参加者のスキルアップを図り、地域移行を効果的かつ円滑に進めるために、事例や体験例をもとに具体的な支援経過や課題を交えた研修会を開催して参ります。また、27年度に開催された、熊本県主催の地域移行研修会を通じて動き始めた区毎の地域移行ロードマップに沿った取り組みにつきましても、当部会と緊密な連携を図りながら進めることで、全市一体となった地域移行の推進につなげていきたいと考えているところです。</p>
干川会長	各部会から報告をいただきましたが、委員の皆さまからご意見、ご質問はござ

	<p>いましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では次の議事に移ります。</p> <p>(3) テーマについての協議</p> <p>今回は5つのテーマが設けられています。1つ目のテーマ、基幹型相談支援センターの設置について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■基幹型相談支援センターの設置について</p> <p>資料4 基幹相談支援センターの設置についてご説明します。</p> <p>熊本市では、平成30年度の基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行っており、28年度の11月と2月の自立支援協議会でも皆様からご意見をいただてきました。委託相談支援事業所の相談支援機能強化員が集まる会議でも具体的な業務や運営体制等にご意見をいただてしております。本日は現在の検討状況をご報告いたします。</p> <p>(スライド2) まず、熊本市の現状と課題をまとめています。近年の障がい福祉を取り巻く状況や、昨年発生した熊本地震等の教訓を踏まえ、地域の身近な相談支援体制の充実や、障がい福祉の関係機関にとどまらない、様々な地域の関係者同士が連携して障がいのある方への支援を行う等、「地域で支える体制」づくりが必要であると考えています。</p> <p>(スライド3) 熊本市障がい者プランにおいて掲げる目標を記載しています。地域生活支援拠点とは、障がい者が地域で生活するにあたっての諸問題（障がい者の高齢化、重度化、親亡き後等）を見据え、関係機関が連携して、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなどの機能を強化するもので、全国的に市町村毎、または自立支援協議会を置く圏域毎に整備することとなっています。本市での具体的な取り組みとしては、現在委託をしている熊本市障がい者相談支援センターに、地域との連携強化の機能を付加した基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点の中核として位置づける方針です。</p> <p>(スライド4) 具体的なイメージは図のとおりです。様々な関係機関が連携の輪を作り、障がい者やその家族を支える構図となっています。基幹相談支援センターはその輪の中核となって、太い矢印にあるように、地域との連携強化に向けた取り組みの充実、アウトリーチや災害時の支援、指定相談支援事業所の後方支援等をより強化しようというものです。(スライド5) 拠点等整備を進める上でのおおまかなスケジュールは記載のとおりです。熊本市としては、委託相談支援事業所の契約期間の更新を29年度末に控えていることから、先立って基幹相談支援センター設置を目指します。一方、②から⑤までの機能については十分な時間をかけて必要性も含め検討し、少なくとも32年度までには整備する予定です。また、検討を進める上では、必要に応じて部会等の協力も仰ぎたいと考えています。</p>

(スライド6) 現在の委託相談支援事業所の概要、業務内容はご覧のとおりです。

(スライド7、8) 基幹相談支援センターが担う業務内容について、下線部分が今回追加予定の業務です。これまでは、「相談員業務」、「相談支援機能強化員業務」と、人員毎に業務を分けていましたが、今回、業務内容毎に整理しました。⑬の相談支援専門員の人材育成については、これまでも行われてきましたが、改めて明記し、より強化するものです。そして、地域との連携強化に向けた取り組みの充実を図るために、新たに「地域支援事業(仮)」を追加しました。

(スライド9) 新たに加えた地域支援事業の主な業務内容は記載のとおりです。⑭の地域における障がい福祉に関する各種情報の収集・提供及び様々な関係機関とのネットワークの構築については、これまでも個別のケースを通じた連携はもちろん、事業所によっては地域の会議に出られたりしていましたが、どうしても近隣地域に偏ったり、業務多忙でそこまではできない事業所もあったので、業務としてしっかり位置づけるものです。⑮は地域における障がい者差別の解消や障がい者理解の促進に向けた取り組みを進めていきます。⑯の災害時の支援については、事業所単独で動くのではなく、関係機関と連携して実施するイメージです。⑰の地域生活支援拠点の運用に関しては、先ほどの図にもあったように、地域の中核として関係機関との連携や社会資源の活用により障がい者の地域生活を支援するものです。また、今後、地域生活支援拠点の議論が進むことにより、機能が追加されることも考えられます。

(スライド10) 人員配置について、現在の委託と基幹型の比較をしています。現在、機能強化員1名、相談員2名の3名体制で業務を行っています。一番の変更点は、地域支援事業を実施する地域支援員(D)を1名増員し、4名体制としたことです。また、それぞれの業務内容についても、センター内で連携をとりやすいような体制としています。

(スライド11) 相談支援機能強化員については、要件は同じで実施業務を一部変更しています。センター全体の進行管理及び総括を必須業務として加えました。また、業務に支障がない範囲で地域支援事業を行うことを可能としました。全体を統括しながら必要な業務に柔軟に対応できるようにしたものです。

(スライド12) 相談員についても、要件は同じで実施業務を一部変更しています。現在も困難ケースの対応や自立支援協議会部会への参加等をされていますので、実態に合わせて機能強化事業を必須業務として加えました。

(スライド13) 今回新たに増員を予定している地域支援員については、要件として、常勤・専従の職員を1名、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を保有することとしています。この資格部分についてどこまで広げるか等、詳細については、検討中です。実施業務については、地域支援事業を必須業務としており、

業務に支障がない範囲でその他の事業を行うことを可能としました。また、地域支援事業の実施にあたっては、これまで相談支援機能強化員が同様の業務を担ってきたこともあり、連携しながら進めていく必要があると考えています。

(スライド14) 地域支援員の役割を図示しています。地域とのネットワークの構築や相談支援への繋ぎ、地域への障がい者への理解促進のほか、地域と関係機関や当事者をつなぐ役割を担うことを期待しています。

(スライド15) 指定相談支援事業所業務との兼務については、大きな変更点が2つあります。一つ目は、相談支援機能強化員の兼務を可能としたことです。超困難ケースの対応や、スキル維持の観点から、機能強化員会議で要望がありましたので、可能としました。二つ目は、計画相談の件数制限を、相談員1名あたりから1事業所あたりと変更しました。現に持っている計画相談件数が上限を上回っている事業所もありますので、経過期間を設ける予定です。

(スライド16) 運営体制については、契約期間は、現在は3年間ですが、地域包括支援センターの契約期間を参考に、6年間で検討を進めています。運営時間は、現在は事業所毎に開所日、開所時間が異なっているため、統一を図りたいと考えています。具体的な内容については、地域包括支援センターの状況等を参考に検討を進めていくことにしています。

(スライド17) スケジュールは記載のとおりです。今回の説明では具体的な委託料の金額や国の補助の見込みに関しては、予算協議をこれから進めていくため、お示しすることができませんでしたが、次回会議で最終的な情報をお示したいと考えております。

説明は以上ですが、配布していた資料の中で事前にご質問がありましたので、併せてこちらからご説明したいと思います。勝本委員からいくつかご質問をいただいておりますので、ご紹介と併せて回答させていただきます。

①センターの設置数について

各区の障がい児者ニーズの把握が充分なされて、区毎の設置数は9ヶ所となっているのか、各区のニーズに応じた設置数が求められるのではないかと。

(回答) センターの設置数につきましては、前回27年度に委託を行った際の設置数の検討におきまして、他都市の状況を調査したところ、一事業所あたりの人口が約9万5千人でした。それを熊本市の各区の人口と照らし、また、地域性や面積等を勘案し、西区が1ヶ所、その他の区は2ヶ所としております。平成30年度以降は現在と同様の設置を考えており、人員配置も一律とするように考えております。現状を分析する中で十分な支援が見込めないということであれば、人口や障害者手帳所持者数等に応じた相談員の加配等を選択肢に入れることも検討したいと考えております。

②相談支援機能強化員と地域支援員の業務について

	<p>支障がない範囲で双方の業務が実施可能となっており、「センター全体の進行管理及び統括」以外は、ほぼ同じ業務が出来るイメージである。双方の連携は当然のことながら、各々の業務の明確化が必要ではないか。</p> <p>(回答) 地域支援事業には、地域の関係者との連携強化の取り組みや災害時の支援等、現在相談支援機能強化員が行っているものも含まれています。これらは30年度からは地域支援員が主となって進めていただくものの、これまでの取り組みを引き続き実施する上において、機能強化員が業務に携わる余地を設けたものです。一方、地域支援員の障がい者相談支援事業と相談支援機能強化事業の実施については、地域支援員が地域の関係者等と関わる中で、サービスの利用等、支援が必要な方が発見された場合の支援や、区のネットワークづくり等に携われるようにしたものです。ただし、いずれも主となる業務に支障がない範囲での実施を想定しており、相談支援機能強化員が中心となり、全体業務を把握した上で役割分担を行っていただきたいと考えております。</p> <p><u>③計画相談件数について</u></p> <p>1事業所あたり上限50件としてあり、制限件数超過分については経過期間を設けてあるものの、他事業者への引継ぎが現実的に可能か。</p> <p>(回答) 委託相談支援事業所が本来業務に支障が出ないように、計画相談の保有件数を平成27年から2年間で相談員1名あたり20件まで減らすこととしていましたが、熊本地震の影響により制限を撤廃したところです。今回の見直しを期に改めて制限を行うこととしました。引継ぎ先としては、同じ建物内の委託業務を行っていない自らの事業所、または他の指定特定相談支援事業所を想定しています。ご指摘の通り、指定のみの事業所が既に多くのケースを持っておりまして、また、別事業所へ引き継ぐと利用者への影響も大きいことから、可能な範囲で自事業所内での引継ぎをお願いしたいと考えております。現在の委託相談支援事業所には多くのケースを持っている事業所もあり、引継ぎが困難なところもあると思われませんが、基幹相談支援センターとしての業務を全うできるよう、ある程度制限は必要であると考えています。</p>
干川会長	<p>昨年度からこの会議で協議を進めて参りました地域生活支援拠点の整備について、熊本市ではまず9ヶ所の委託相談支援事業所に機能や人員を追加し、基幹相談支援センターとして位置づけ、拠点のコーディネートの役割を担っていくことを確認してきました。今回はその基幹相談支援センターの機能や体制について事務局案を示していただいたところですが、皆様からこの内容についてご意見ありますでしょうか。</p> <p>勝本委員は先ほどの事前の質問について事務局から説明がありましたがいよろしいでしょうか。</p>
勝本委員	ありがとうございます。

干川会長	他にご意見ございますでしょうか。
宮田委員	<p>家族会の宮田ですが、計画相談もやっております。</p> <p>新しいイメージで言えば、今一般の相談支援事業所（委託相談支援事業所）等から非常に支援が難しい事例を5つ持っております。基幹型が十分に機能し始めたら、そのような事例については、逆にもう一度持っていただくことが出来るという風にイメージしてよろしいのでしょうか。つまり、現状で一般の相談と計画相談の住み分け、または重層的な支援のあり方ということもあると思いますが、我々は計画を作りながらも非常に困惑します。一般の相談を行ってらっしゃる委託型の事業所が本来は持つべきものではないのかと思いますが、それはそれで皆さんもとても大変でしょうから、現実的には出来ないだろうなど。ですが、この基幹型というのが展開していけば、資料4の4ページに非常に詳細なネットワーク図が描いてありますが、こういったものを想定すれば、我々計画相談を持っている特定相談支援事業所よりもはるかに充実した内容になるのだろうというイメージを持つわけです。そういった場合は、今我々が持っている支援困難事例を基幹に戻すということも可能と考えられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>基幹型の相談支援センターにつきましては、先程もございましたように、計画相談の件数制限がございますので、持てる件数というのには限りがございますし、業務の中には指定相談支援事業所の後方支援がございますので、困難ケースにつきましては、今に引き続き後方支援をしていただく形になると思います。</p> <p>理想としては、事業所毎に50件という一定の制限を持ちながら、その中でやはりそういった困難事例を中心に関わっていただくという様なイメージかと思えます。ただ、宮田委員がおっしゃったような課題もございますので、まずはこういった体制を作って、その中でこういった難しい部分を少しずつ調整していき、最終的には32年度を目標に、できるだけ整備ができるような形で進めていくという様な形かと思えます。</p>
宮田委員	<p>提案というか、ご検討いただきたいのは、おそらく基幹型のように縦横に能力を備えたケアマネージャーがおられる事業所があっても、さらに難しい事例というのは出てきます。そうした時に、公的責任において、そういった支援困難事例を支える仕組みをどこかで担保しておかないと、例えば、熊本市の中で何人できるか、多くても十数人です。特に、我々家族が関わっている場合が多いわけです。精神の方がね。そういったものをどうやって過不足なく、取りこぼしがないように支えていくかということのある程度考えておかないと、制度的には厳しいのではないかと私は思います。厚生労働省がどうお考えか分かりませんが、基幹型でも、あるいは後方支援を基幹型がやっていただいで特定支援事業所がやっても、漏れる事例、あるいはそれよりもはるかに大きな課題を抱える事例が必ず出てくると思えます。そういった時どうするかということの備えのある程度議論</p>

	<p>しておく必要があるのではないかと。都道府県や市町村によっては、大阪、京都、東京では、そういった時には東京では介護保険で世田谷方式というものがありましたもんね。区が責任を持って支援に入る、というような仕組みを以前は持っていました。それを引き継いで介護保険制度が始まってやったところがありますから、そういった経験に倣って、ある程度の避難的なものかもしれませんが、想定しておく必要があるのかなと思います。意見です。</p>
干川会長	<p>公的責任で支える仕組みについて意見をいただきました。 他いかがでしょうか。</p>
秋成委員	<p>計画相談の条件の設定の件で、ウィズのスタッフからも声が上がっていますが、先週、私が把握しているだけでも6件ほど計画相談の依頼がありました。そのうち5件に関しましては、なんとか他の事業所をお願いする形にしましたが、残りの1件のケースにつきましては、どうしてもということもあり、様々な理由がありまして、お引き受けする形になりました。やはり50件を目指すのであれば、なぜウィズに相談が来るかということ、各区役所で提示しているサービス利用計画書を作ってくれる事業所の一覧表でウィズは上の方に載っていて、一番目に電話がかかってくると思いますが、50件を目指すのであれば、現段階からこの委託事業所はリストから除外してもらえないでしょうか。まず、増やすことを制限しないと、現段階でもまだ増えている状態なので、そうしないと、リストを見るとウィズは90件持っている形ですが、今私が把握しているものでは3、4件増えていると思います。この調査している時よりも増えていますので、それをまずストップしていただく方法を検討していただけないかと思います。</p>
事務局	<p>即答はできませんけれども、そういったものも相談支援部会があるので、そういった形がいいのかということで、そこで議論していただくことでお願いできますでしょうか。</p>
平田委員	<p>相談支援部会で相談支援事業所の実態の把握というところの確認をまずということでしょうか。計画相談に関する実態調査というお話か、それとも秋成委員が言われたように、委託事業所では受けない、一覧から削除してもいいかという議論ということでしょうか。</p>
事務局	<p>実態を踏まえ一覧から削除するとなると、委託事業所以外の相談支援事業所の考えもあろうかと思いますが、その辺りがスムーズに行くべきかと思うので、この場で判断してしまうのはどうかと思ったので、時間をかけて相談支援部会でも協議をしていただいて、こういう風に進めたほうがよりスムーズかなということであれば、ただ件数が全て委託の相談支援事業所にやらないでとお願いするのは難しいかもしれませんが、そういった議論を踏まえて進めたほうがいいのかと思いましたので、いかがでしょうかということでご提案させていただきました。</p>

秋成委員	<p>区役所の窓口から、相談だったらウィズに、青空に、と指定して区から言われて来るケースも多いです。そうなってしまった場合、指定されて来ているので、そこでお断りしてということが非常に困難です。実際、今回お受けしたケースに関してもそういったことでお受けしている形になっているので、是非、区で委託の事業所を名指しで紹介することだけでもまずストップしていただけないかと。市の考えと区の考えが乖離しているのかなと現場からの意見では感じているところです。また、相談支援部会で話し合うのも良いですが、次回の相談支援部会で話し合っただけで削りましようとなつた後、いつ削るのか、それまでの期間はずっと委託の事業所は依頼を受け続けなければいけない。その間にどのくらい増えるのかということも検討していただくと、早急な対等が必要なのかなと、来年度から50件を目指すのであれば、現段階で動かなければならないことではないかと感じます。</p>
事務局	<p>一度検討させていただきたいと思います。本日、区役所の担当者も来ておりますが、私共の方は、障がい保健福祉課自立支援班と区役所と月に2回連絡会をしておりますので、その中でも議論したいと思いますし、部会は部会で議論していただいて、相談支援部会にも市の担当が出ているかと思っておりますので、そこで連携を図っていくということで進めさせていただければと思います。</p>
干川会長	<p>他にご意見なければ次のテーマに移ります。</p> <p>■障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて</p> <p>では2つ目のテーマ、障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料5 障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて、元来、支給決定利用者が障害福祉サービス等を利用した場合、一定の利用者負担が求められますが、サービスの1割、もしくは国の定める負担の上限額のどちらか低い方の額を自己負担することになっております。本市では、平成19年4月より利用者負担軽減の施策として、利用者負担額の2分の1を負担して参りました。</p> <p>所得区分毎の支給決定者数（平成28年4月1日現在）と負担上限月額を表にお示ししております。所得区分の中の生活保護、低所得1、低所得2の方が合計で5,268名いらっしゃいますが、この方々は、元来、国が100%支弁をしておりますので、本人もしくは市の一部負担もございません。今回議論の対象になってくるのが一般1、一般2の区分に属する方々です。一般1、2ともに市民税課税世帯です。一般1は、市民税の一年の所得割額が、障がい者は16万円未満、障がい児は28万円未満の方々です。障がい児の場合は入所、居宅を問いません。障がい者の場合は居宅に限ります。障がい児は1,349名、障がい者は235名、割合は障がい児が19.1%、障がい者が3.3%です。現在、国が示す負担上限月額と</p>

して、障がい児が 4,600 円、障がい者が 9,300 円となっております。一般 2 は、今申し上げた区分以外の方で課税を受ける世帯に属する方々です。障がい児が 132 名、障がい者が 63 名となります。障がい者は所得割額 16 万円未満と以上で分けております。生活保護、低所得 1, 2、一般 1, 2 を全て合計しますと、7,047 名となります。このうち、生活保護、低所得 1, 2 の区分で自己負担がない方々が全体の約 75%、そして一般 1, 2 の方々が約 25%という比率です。この方々に対して、市は現在、負担額の半額を助成しております。この市独自の負担を見直しさせていただきたいというご提案です。

続きまして、本市障害福祉サービスの状況についてご説明します。事業所数と支給決定者数の推移を資料に載せております。毎年、事業者数、支給決定者数ともに右肩上がりです。28年度でみますと、事業所数が 629 施設、支給決定者数が 7,057 名。先ほど申し上げた 7,047 名と 10 名の差がございますが、7,057 名には計画相談分も含まれておりますので、個々具体的なサービスの決定者となると 7,047 名となります。

次に、障害福祉サービスの費用と利用者負担軽減経費の推移ですが、これはサービス全体にかかる給付費、これは予算ベースですが、こちらも当然ですが平成 24～28年度まで右肩上がりです。直近の 28年度では 116 億 4,600 万円余り、費用負担に係る予算が 3,500 万円、こちら 29年度は 4,500 万円と 1,000 万円アップして計上させていただいております。

本題である課題、見直し理由ですが、まず状況としまして、国において平成 22年度に利用者負担の考えが「応益負担」から「応能負担」へ見直され、低所得者の利用者負担を無料とされた背景があります。3 ページ下の図を見ていただきますと、①は平成 18 年 4 月の自立支援法が施行当時の状態です。こちらで利用者負担がない、無料とされているのは生活保護のみです。この当時から応益負担、応能負担どちらの考えもありましたが、②③④と推移するにあたり、④が平成 22 年 4 月から現在に至るまでの状態ですが、何が変わったかと申しますと、低所得者世帯の生活保護以外の非課税世帯、低所得 1, 2 というところも、負担割合がゼロになったというところで、より応能負担に推移しているという状況です。ただし、こういった状態が、平成 28 年 6 月に障害者支援法が改正されておりますが、その中ではまだ応能負担が継続されておりますが、またいつ国が見直すかも分かりません。そういった状況があるとともに、国が示している法改正の中で新しいサービスがいくつかあります。その中で特に自立生活援助及び就労定着支援といった新しいサービスの開始、これは平成 30 年 4 月に施行が決まっておりますが、そのサービスが開始されることによって、さらに自立生活援助というのが入院、入所からの一人暮らしを行うためのサポートであり、一方、就労定着支援というのが、就労移行支援等を経て一般就労へ移行した者へのジョブコーチ的

	<p>な支援ということで、どちらも切に望まれる、すぐにでも利用される方の多いようなサービスであり、需要も高いことが想定されます。</p> <p>このような中で、先程もご説明しましたように、障害福祉サービスの事業所数も決定者数も増えております。結果的に、サービスにかかる費用は増大の一途を辿っている状態で、総合的に、本市としまして、障害福祉サービスを安定かつ継続して行っていくための施策としては本件に関わる見直しがあろうと考えまして、今回ご提案させていただいた次第でございます。</p> <p>最後に見直しのスケジュール等ですが、今年度内に予定しております「第5期障がい福祉計画」の策定に合わせ、障がい者施策推進協議会でも当然おはかりして委員の皆様のご意見を伺いながら進めていき、最終的には12月の議会でご報告させていただきたいと考えております。見直し結果の施行は、新たなサービスの開始と合わせて平成30年4月からを目標としています。具体的な内容については策定中ございまして、現在の一定の補助から、新たにご負担願う部分が出てくることをこの場でご説明いたしました。</p>
干川会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
宮田委員	<p>まず、応能負担に変わった時点で、1月9日に出された自立支援違憲訴訟の合意文書の基本合意というのを、民主党政権の時に当時の長妻厚生労働大臣と原告団の97名との間で司法合意をしました。法律上は、今のようなご提案はできません。厚生労働省から全国的にその指示があって、特に熊本市は政令指令都市ですから、それを率先してやらなければならない立場ではありますが、基本合意という文書が出ている以上、厚生労働省がそのような応能負担を少しでも応益負担に持っていこうとするような方向性を提案すること自体は、私は違法であると思っています。そのことについて、きちんと議論をしてからでないと、この議論は、この自立支援協議会ではしてはいけないと思っています。</p>
事務局	先ほど、応能負担の先が分からないというような発言がありましたが、そこは訂正させていただきたいと思います。今言われたような議論がされて、この応益負担というのが平成18年の自立支援法施行の時に、相当な議論があって、そういった経過の中で現在に至っていると思います。
宮田委員	※マイク使用せず、記録なし※
勝本委員	<p>私も障がい児の支援に関わっている者の一人として、お尋ねとご意見をお伝えできたらと思います。</p> <p>今回の負担軽減の見直しについて、やはり一番大きな影響を受けられるのは、障がいをお持ちのお子様のいるご家族だろうなと思っています。障がい児については、資料5の1ページの表を見ますと約8割程度の方達が見直しの対象になるのではないかと思います。確かにサービス費が年々かなり上がっていますし、支給決定もそれに応じて、また事業者数も熊本市におきましては年々かなり増加</p>

	<p>しているということは理解できますが、まずご質問として、来年度から見直しということですが、これは段階的に見直されるのか、それとも、一気にされるのかということ。</p> <p>また、これは意見ですが、確かに財政的な面からのこういった切り口、確かにサービス量も増えて支給量も増えているわけです。サービス提供事業所、殊に、最近増えております児童通所の、例えば放課後等デイサービスですとか、次々に指定を受けて、事業所が開設されて、確かにそこを利用なさる人、ニーズがあるから支給量も増えているというご説明は分かりますが、サービス提供事業所の本来のサービスの目的に合致しているかどうかということについての検証も併せて行いながら、個別の利用者負担への切り口、今回は見直しということですが、並行して行われる必要があるのではないかと思います。保護者の皆さまは熊本市にいて半額助成が助かったと、なでしこ園では熊本市外から通所されている方もいらっしゃいますが、皆さん熊本市でよかったとおっしゃっています。指定に関する基準を満たしたら指定をなさるのは当然のことですし、指定を受けた事業所を利用する方がいらっしゃればそれだけニーズがあるというのは理解できますが、本来のサービス利用の目的に合致しているかどうか、そういったものも十分お含みおきいただきまして指定をすることによって、ある程度自然発生的な増加についても、何らかの質の担保といったものもお考えいただけたらと思います。</p>
干川会長	見直しが段階的に行われるのか一気に行われるのかというご質問に対してはいかがでしょうか。
事務局	<p>見直しについては、段階的ではなく、一度に行う予定です。</p> <p>平成30年度の法改正に合わせて、この見直しをご負担を求めるものですので、少しでも制度が良くなることと併せて進めたいということと、一般1、2の所得区分で分けていますが、やはり所得の低い方に対しては、こういった軽減策を残す等の何らかの措置を検討させていただいた上で、平成30年の法改正と同時期にと今考えているところです。</p>
干川会長	<p>■熊本市おでかけ IC カード移行後の利用者影響調査報告</p> <p>では3つめのテーマ、熊本市おでかけ IC カード移行後の利用者影響調査報告について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料6についてご説明します。</p> <p>まず調査の目的ですけれども、熊本優待証（さくらカード）制度において、平成28年3月より、交通系 IC カードの電車・バス相互利用が開始されることに伴い、従前の「おでかけ乗車券（プリペイドカード）」及び「おでかけパス券（定期タイプ）」を廃止し、市が発行する交通系 IC カード「おでかけ IC カード」を導入したところです。本制度移行については、各方面から多くの意見や要望を受けていたこともあり、実態調査により利用者への影響を的確に把握し、サービ</p>

スの低下を招かないよう、必要な対策を検討することとしています。調査の対象については、平成28年3月末までにさくらカードを所持し、平成28年9月現在ICカードを所持している者8,597人、また、平成28年3月末までにさくらカード（おでかけパス券）を所持していたが、平成28年9月末現在ICカードを所持していない者438人の合計9,035人を対象としました。調査方法は、郵送による調査票の配布及び回収とし、視覚障がい者の471人に対しては点字版の依頼文を同封しました。調査期間は、平成28年10月28日から11月18日としました。回収状況は有効回収票が5,294人、有効回収率は58.6%となっております。

次に、追加資料の基礎データについてご説明します。まず、1ページの間1から3ページの間8までにつきましては、所持している手帳の種別等の基本的な属性についての項目を記載しています。間9はおでかけICカードを持っているかについて、4ページの間10から9ページの間29までがおでかけICカードを持っていることについて、調査した内容を記載し、こちらの資料に掲載はしていませんが、間30で自由記載という形で調査しております。また、10ページに記載しております、間31から間34までについては前の間9でおでかけICカードを持っていないと答えた方に対しての理由などを調査し、これも同様に記載していませんが、間35で自由記載という形で調査しております。それぞれの単純集計を基礎データとしてまとめておりますが、この基礎データを基に利用者の利用状況の変化や、便利になった、あるいは不便になった等の項目につきましては、概要の資料に整理をしております。

続きまして、調査結果の概要版を基にご説明させていただきます。3ページの1. 基礎的事項につきましては、回答率や属性についてまとめたものです。

2. ICカードの所持状況については、回答者5,294人のうち、4,976人がICカードを所持しており、ICカードを所持していないのは206人でした。その206名に対し、ICカードを所持していない理由について間33でまとめています。電車やバスに乗る機会が減ったという方や、今後利用するつもりだがまだICカードを作っていないという方がおられる一方で、おでかけパス券が使いやすかった、ICカードをタッチすることが難しそうなどの不安があるため所持していない方がおられ、次の間34では、乗務員が知らせてくれる等の何らかの支援があればICカードを利用したいという意見を確認できたところです。

5ページの3. ICカード所持者の利用状況について主な項目を整理していますが、間10を見ると、ICカードを所持しているのに利用していないという方がおられ、その方達を間5のクロス分析を用いて分析したものを記載しております。各手帳を所持している方が十数%いらっしゃり、また、間11でさらに分析したところ、バス等を利用していないという方は、バスに乗る機会が減ったとい

	<p>う方がおられる一方で、使い方が分かりづらい等の意見があることも確認できたところでは、</p> <p>6 ページの 4. 外出先・外出回数についてですが、問 1 4 を見ると、利用前と変わらないと答えた方が 62% と最も多く、利用前より増えた方が約 14% いる一方で、利用前より減った方が約 17% いらっしゃいました。この利用につきましては、問 1 1 とクロス集計しておりますが、先ほどと同様にバス等に乗る機会が減ったという方がおられる一方で、使いづらいなど意見があることも確認できたところでは、</p> <p>5. IC カードの残額確認・チャージについて、問 2 0 及び、7 ページの問 2 1 について、自分で行っているという方が最も多い一方で、付添いの方や乗務員の方をお願いしている方も多くおられる状況です。</p> <p>次に 6. IC カードの利便性について、問 2 7 を見ていただきますと、便利だと思える方が約 58%、不便だと思える方が 14%、便利な点と不便な点どちらもあるという方が約 18% いらっしゃいまして、問 2 8 で便利だと感じた点としては、操作が簡単、小銭を用意しなくて済む、チャージをして何度も利用できるという回答があった一方で、問 2 9 で不便を感じる理由を聞いたところ、先ほどと相反し、チャージが必要なこと、カードの残高が分かりにくく、残高不足にならないか不安という回答をされた方も多くいらっしゃいました。</p> <p>7. IC カードを持っている方への自由記載ということで、使いやすくなったという意見を多くいただいている一方で、使いにくくなったという意見が 248 件、おでかけパス券に戻して欲しいという意見が 346 件、また、負担額に関する不満等、制度そのものに対するご意見や、チャージできる場所を増やして欲しい等のハード面に対するご意見、さらには、乗務員に対する不満等のソフト面に関する意見等、様々なご意見をいただいたところです。</p> <p>8. IC カードを持っていないと答えた方の自由回答をまとめています。</p> <p>以上の説明した内容について、1 ページ下部にまとめて記載させていただいております。これらの調査結果をもとに、交通事業者や障がい者団体との意見交換を行いながら、必要な対応を検討したいと考えております。</p>
干川会長	今の説明に対してご意見、ご質問がありましたらお願いします。
西委員	<p>私共も熊本市手をつなぐ育成会として意見書を出させていただいたことがありまして、この調査に関して、分母が違うのではないかと感じているところです。一番困っていらっしゃるの、おでかけパス券の 2,000 円で年間移動ができたという方々の負担がかなり増えたというところだと思います。ですから、これまでおでかけパス券を利用していた方々に特化した調査をもう一度お願いできないかと思っております。</p> <p>また、チャージする場所が少ないので、どうしても電車やバスに乗ったときに、</p>

	<p>混雑状況やタイミングを推し量って、今だったら大丈夫かなというのを見てチャージをしたいと思います、そういうことを出来ない人達がほとんどですので、そういったことを避けるためにも、ICカードのチャージの場をもっと増やしていただけないかなと、要望としてお願いしたいと思います。</p>
干川会長	<p>分母が違うのではないかということについてはいかがですか。</p>
事務局	<p>同様のご指摘を他のところからも受けまして、間の中でもありましたが、元々おでかけパス券を使っていた方たちと、それ以外のおでかけ乗車券を使っていた方達と区別しております。おでかけパス券だけを抽出して統計したものがありますので、後日郵送させていただきたいと思います。</p> <p>また、チャージの場所については、難しい部分もあるかと思いますが、先日一度、バス事業者とこの結果を元に、ソフト面は特にお願いすることとして、またそういったハード面についても何か出来ることがあればということで、すぐというのは難しいかもしれませんが、これを元に引き続き検討させていただければと考えております。</p>
西委員	<p>おでかけパス券の調査結果は、全体にお送りいただければと思います。</p>
干川会長	<p>■委託相談支援事業に係るモニタリング結果について</p> <p>4つ目のテーマに移ります。</p> <p>委託相談支援事業に係るモニタリング結果についてということで、事前に資料が配られておりますので、要点をつかんでご報告いただければと思います。</p>
事務局	<p>ご承知のとおり、熊本市は市内9箇所の事業者にて熊本市障がい者相談支援事業業務を委託していますが、事業者に対して年1回のモニタリングを実施することとしており、平成29年2月にモニタリングを実施したので、その結果をご報告します。</p> <p>資料7（1ページ）まず、平成28年度の利用実績については資料のとおりです。前年に比べると利用者数、支援件数ともに増加しています。要因として、センター開設から2年目ということで、利用者や関係機関の認知度が上がったことや熊本地震の影響等が考えられます。（2ページ）支援方法別件数は22,448件で、そのうち電話による相談が約50%を占めています。前年比で107件増えており、項目では訪問と関係機関の伸びが大きくなっています。支援内容別件数は34,662件で、前年比で2,095件増えており、項目では「障がいや病状の理解に関する支援」や「保育・教育に関する支援」の伸びが大きくなっています。</p> <p>続きまして、障がい者相談支援センターのモニタリング結果については資料のとおりです。前年11月の本会議でお示しした自己評価表を使って、事業者が自己評価を行い、市が事業所訪問のうえヒアリングを行いました。表の中で○の数を載せていますが、それぞれの取り組みを○（達成）、△（一部達成）、×（未達成）で評価した際に、○をつけた事業所の数を表しています。</p>

	<p>全体の所感として、センターの開設から2年目ということもあり、基本的にどの事業所でも必要に応じて関係機関と連携し、それぞれの強みも活かしながら適切に事業を実施していただいています。平成28年度は熊本地震も発生し、本来の相談業務も行いながら、利用者の安否確認や市全域の戸別訪問にも中心的に関わっていただく等、非常に精力的に活動いただいた年となりました。一方で、アウトリーチの実施や地域課題解決のための地域づくりの支援等、地域支援に関連がある項目については多くの事業所で不十分であるとの評価であり、昨年を引き続き課題であると捉えています。ただし、地域包括支援センターとの連携や区を越えた委託事業所間の連携等もあり、こうした取り組みが市全体に広がっていくことを期待しております。</p> <p>今回の評価内容について、センターの今年度の業務に活かしていただくとともに、平成30年度以降の基幹センター業務の組み立ての参考とさせていただきたいと考えています。</p>
干川会長	<p>今の説明に対してご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>■委員から寄せられた各種課題の整理について</p> <p>ないようでしたら、最後に、委員から寄せられた各種課題の整理について、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料は、平成27年度第1回本会議後に、委員の皆さんから協議会で議事として取り扱うべき課題を出していただき、それを一覧化したものです。</p> <p>毎回の会議の中で内容における進捗状況を報告することで、課題の共有及び可視化を図っており、平成28年度までの課題一覧については、前回会議で一旦総括を行ったところです。</p> <p>今後は、既に検討が終わった課題は一覧から削除し、検討中の課題は見える形で残すとともに、前回アンケート実施時とは状況が異なり、新たな課題等もあるため、今回の会議終了後に改めて委員へアンケートを実施したいと考えています。次回の会議でその結果を一覧化し、事務局より現状を報告する予定にしています。</p>
干川会長	<p>事務局の説明にありましたように、後日、事務局から委員の皆さまにアンケート等、何らかの形でご意見をお伺いし、それに対して前年度同様、事務局からご報告をいただきたいと思います。また、内容によって深く検討した方が良いと判断された場合は、本会議や部会にて協議していくことも考えたいと思います。</p> <p>以上を持ちまして、本日の全ての議事が終了しました。</p> <p>議事とは別にご提案ですが、この自立支援協議会の大きな趣旨として、関係機関同士の連携強化の情報共有があります。そこで、前任期中、この本会議の場で</p>

	<p>毎回4、5名の委員の皆様から1、2分程度それぞれの取り組みや近況の報告をいただいております。前任期は、熊本地震の影響もあり、委員27名の皆様に回りきれませんでした。また、今回新たなメンバーをお迎えしたということもありますので、引き続きこうした取り組みを続けていってはいかがでしょうかと思いますので、皆様のご協力をいただければと思います。お話しいただく方は事務局から事前に連絡していただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは事務局にお返しします。</p>
進行	<p>8 事務局連絡</p> <p>次回、平成29年度第2回熊本市障がい者自立支援協議会は、8月18日（金）となっております。開始時間は本日と同様に15時から、開催場所はこちら市役所別館自転車駐車場8階会議室を予定しております。</p> <p>9 閉会</p> <p>これをもちまして、平成29年度第1回熊本市障がい者自立支援協議会を終了致します。長時間に亘るご審議ありがとうございました。</p>